



2022年5月13日

各位

会社名 石原ケミカル株式会社
代表者名 代表取締役社長 酒井 保幸
(コード番号 4462 東証プライム市場)
問合せ先 取締役管理本部長兼総務部長
山口 恭正
(TEL 078-682-2311)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2022年6月28日開催予定の第84期定時株主総会における議案について株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名：Nippon Active Value Fund plc

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

- ① 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- ② 自己株式取得の件

(2) 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 「譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件」

① 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社の取締役の報酬については、短期および中長期にわたる企業価値の向上並びに持続的な成長へのインセンティブとして有効に機能し、各取締役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬としての月額報酬（定期同額給与）と各年度の企業業績に連動する業績連動報酬としての取締役賞与（利益連動給与）によって構成しており、また、社外取締役の報酬につきましては、高い独立性の確保の観点から、月額報酬（定期同額給与）のみによって構成しております。これら報酬については、2013年6月26日開催の第75回定時株主総会においてご承認いただいた、当社の取締役

の報酬等の限度額である年額 230 百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の範囲内で支給しております。

また、当社は、2022 年 5 月 13 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入に関する議案を、2022 年 6 月 28 日開催予定の第 84 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議し、同日付で「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」を公表しました。

本制度は、取締役報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであります。

本制度は、2013 年 6 月 26 日開催の第 75 回定時株主総会においてご承認いただいた、当社の取締役の報酬等の限度額である年額 230 百万円とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給するもので、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額は年額 40 百万円以内とし、対象取締役への具体的な支給時期および配分等については、報酬委員会の審議を経て取締役会において決定いたします。また、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年 5 万株以内とします。なお、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の総額および普通株式の総数は、上記の取締役報酬の基本方針に基づき、基本報酬および業績連動報酬との適切なバランス等を考慮し、報酬委員会に諮問の上、取締役会において決定したものです。

本制度の導入により、当社の取締役報酬は、基本報酬としての月額報酬（定期同額給与）と各年度の企業業績に連動する業績連動報酬としての取締役賞与（利益連動給与）（これら現金報酬の年額総額 230 百万円以内）、そして非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬（年額総額 40 百万円以内）によって構成されることとなります。

こうした報酬制度下において、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役に対する同報酬額の上限を年額総額 230 百万円（付与株式数の上限 184,000 株）という多額に設定し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の 3 倍相当の譲渡制限付株式を今後 3 年間で付与とする本株主提案は、基本報酬および業績連動報酬とのバランスを欠き、また、当社の利益水準に鑑みてステークホルダー間でのバランスを著しく欠く過大な報酬枠であると考えております。

また、本株主提案では、社外取締役および監査役も譲渡制限付株式報酬制度の対象とすることが示されておりますが、当社の本制度においては、社外取締役および監査役については、高い独立性の確保の観点から、対象には含めておりません。

さらに、本株主提案では、譲渡制限期間は付与から 3 年間とすることが示されており、対象取締役の在任中にも譲渡制限が解除されうる設計とされていますが、当社の本制度においては、在任中に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを継続的に与える観点から、当社又は当社の子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間を譲渡制限期間としております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

（2）「自己株式取得の件」

① 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

当社は、健全な経営基盤を維持するため内部留保の充実を図るとともに、内部留保資金については、研究開発、新規事業・新技術開発、M&A など将来の企業価値を高めるための投資に優先して充当することを基本的な方針としております。当社の中期経営計画にお

いても、中長期的な企業価値向上に向けて、隣接分野や新地域への参入を含めた重点課題を設定して、今後も積極的に投資を行ってまいります。

また、当社は、業績に裏付けられた安定的で継続的な配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を検討するなど、弾力的な還元策を図るとともに、配当に加えて自己株式取得も機動的に組み合わせて行うことにより、実質的な株主還元の一層の強化を図る方針としております。なお、当社定款7条には、取締役会の決議によって自己株式取得を行うことができる旨の定めが置かれておりますので、株主総会でご決議いただくことなく、機動的に自己株式取得を行うことが可能です。

これらの方針のもと、当社は、毎年継続的に増配を重ねるとともに、自己株式取得も機動的に随時行っており、直近では2021年7月に200,000株の自己株式を取得し、本日時点で、発行済株式総数の約3.9%に相当する自己株式を保有しております。

今後も、上記方針に基づき、研究開発投資や新規事業への投資などにより中長期的な企業価値向上に向けて取り組むとともに、業績に裏付けられた安定的な配当を含めた株主還元強化を図ってまいります。

一方、1年間で株式総数1,600,000株、取得価格総額2,000百万円の自己株式を取得するとする本株主提案は、当社の上記方針や2022年3月期実績の親会社株主に帰属する当期純利益が2,049百万円であることなどを踏まえると、過大な自己株式取得を想定したものであり、当社株式の流動性に鑑みても不適切なものであると考えております。

以上のことから、当社の上記方針の下、当社株式の取引状況や株価動向も踏まえながら、機動的に随時自己株式の取得を実施することが適切であると考えております。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以 上

(別紙、「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

- 1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 2 自己株式取得の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2013年6月26日開催の定時株主総会において、年額230百万円以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに年額230百万円以内、付与株式数の上限184,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておらず、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、取締役に対し本制度を導入するとともに、本制度の対象者を当社の全取締役とするのみならず、監査役、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

2 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数1,600,000株、取得価額の総額金2,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

以上